



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第109号)

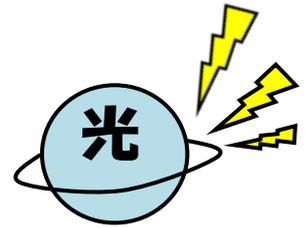
配信日 平成27年12月10日

長崎県消費生活センターからの情報です。

光回線サービス乗り換えにご注意！

〈事例〉

1 週間前「今、利用している光回線の月額料金が安くなる」と電話で勧誘を受けた。手続きは不要で特に工事も必要ないと言うし、もちろん電話番号も変わらないのでNTTの代理店だと思い、光回線プロバイダー契約を了承した。昨日、郵送されてきた書面を読んだらNTTとは関係のない会社との契約だと分かった。不安なので契約をやめ、NTTとの契約を続けたい。今後の勧誘もやめてほしい。



〈消費者センターからのアドバイス〉

●今年2月からNTT西日本とNTT東日本が光回線の卸売りサービスを始め、自社で光回線を持たない通信業者が光回線サービスを一般消費者向けに提供できるようになっています。このサービスでは、お客様IDや電話番号は引き継がれ、「転用」という簡単な手続きで乗換えが可能です。

●しかし、光回線サービスとともにプロバイダーを変更すると、今までのメールアドレスが変更になったり、利用していたオプションサービスが利用できなくなったりする場合があります。契約内容によっては、以前のプロバイダーから契約解除料が請求される場合があります。また、転用が行われた後に、業者との契約を解除してNTTと再契約する場合は、電話番号も変わり高額な費用がかかります。

●契約先が変わることやサービス内容の説明を十分に行わない業者から電話で勧誘された場合は、仕組みを十分に理解できないまま契約してしまう恐れがありますので注意が必要です。電話だけで契約せず、業者に資料や契約内容を書面で求めて確認し、慎重に判断しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)